

特別償却の付表（十三）の記載の仕方

1 この付表（十三）は、法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条の3第1項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の18第1項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災代替資産等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した被災代替資産等については、この制度の適用はありませんので注意してください。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「平成29年改正法」といいます。）附則第67条第5項の規定により読み替えられた措置法第43条の3第2項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等（以下「中小企業者等」といいます。）又は平成29年改正法附則第82条第6項の規定により読み替えられた措置法第68条の18第2項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等（以下「中小連結法人等」といいます。）については、特別償却率が他の法人より高い率となりますので、中小企業者等又は中小連結法人等に該当するかどうかを判定するため、まず「16」から「26」までの各欄を記載します。

3 「資産の種類1」は、その被災代替資産等が、租税特別措置法施行令第28条の3各号（若しくは第39条の50の2各号）に掲げる減価償却資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その被災代替資産等が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載してください。

5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその資産の名称を記載します。

6 「特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途

7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。

(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

資産の種類	用途
建物	「事務所用」、「工場用」など
構築物	「鉄道業用」、「発電用」など
機械及び装置	耐用年数通達付表10の「設備の種類」

(2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。

7 「取得価額8」に、被災代替資産等の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。

(1) 被災代替資産である建物……その床面積が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額

(2) 上記(1)以外の被災代替資産等……その取得価額

8 「特別償却率10」の分子は、次の(1)又は(2)のいずれの取得等の時期に応じ、それぞれ次の数字を記載します。

(1) 特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間

イ 中小企業者等又は中小連結法人等

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「18」

(ロ) 機械及び装置…「36」

ロ イ以外の法人

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「15」

(ロ) 機械及び装置…「30」

(2) 特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後

イ 中小企業者等又は中小連結法人等

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」

(ロ) 機械及び装置…「24」

ロ イ以外の法人

(イ) 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」

(ロ) 機械及び装置…「20」

9 「償却・準備金方式の区分12」には、その被災代替資産等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「特定非常災害の名称13」には、特定非常災害の名称を記載します。

(2) 「その他参考となるべき事項15」には、その被災代替資産等の種類に応じて次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

イ 被災区域内供用資産…被災区域内供用資産の事業の用に供した区域

ロ 被災代替資産等が構築物である場合…被災代替資産及び特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなった資産（被災構築物）の規模

ハ 被災代替資産が機械及び装置である場合…被災代替資産が被災機械装置に比して著しく高額でないこと、著しく性能が優れているものでないこと又は著しく仕様が異なるものでないこと

11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第43条の3第1項（若しくは第68条の18第1項）に規定する中小企業者又は中小連結法人に該当しませんので注意してください。

(2) 「発行済株式又は出資の総数又は総額16」の内書は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度に使用し、その有する自己の株式又は出資の金額がある場合に、その数又は金額を記載します。この場合、「保有割合19」及び「保有割合21」の各欄は、その内書きした数又は金額を分母の数又は金額から控除して計算します。

(3) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～25」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人（平成31年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度については、イ又はロの法人をいいます。）をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人

(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

C 受託法人

(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）

(4) 中小企業者又は中小連結法人に該当する法人については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度分については、その事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度又は各連結事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得金額（別表一等の「1」の金額がマイナスの場合は0）又は連結所得金額（別表一の二等の「1」の金額がマイナスの場合は0）の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（年平均額）が15億円を超える法人又は連結親法人及びその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（以下「適用除外事業者」といいます。）に該当する場合には、8(1)イ又は(2)イの特別償却率の適用はありませんので、注意してください。

なお、中小企業者については、設立後3年を経過していない法人は、適用除外事業者には該当しません。

また、基準年度において欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合、基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合、基準年度において連結法人に該当していたことがある場合、基準年度において公益法人等若しくは人格のない社団等が収益事業を行っていた場合など措置法第42条の4第8項第8号及び措置法令第27条の4第13項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

中小連結法人についても、基準年度において連結欠損金の繰戻しによる法人税の還付の適用があった場合や基準年度において合併・分割・現物出資等があった場合など措置法第68条の9第8項第7号及び措置法令第39条の39第12項各号に定める事由がある場合には、その事由の内容に応じて年平均額に一定の調整計算が必要となります。

(5) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。